

令和2年3月27日

保護者の皆様

気仙沼市教育委員会
教 育 長
(公 印 省 略)

市立小中学校の今後の学校活動等について (追加のお知らせ)

今般のコロナウイルス感染防止対策としての臨時休業措置について、ご家庭の皆様には、御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、標記につきましては、先に市教育委員会からお知らせをしたところではありますが、昨日、文部科学省からガイドラインが示されたことから、その内容を踏まえた小中学校の学校活動について、改めてお知らせします。

つきましては、春季休業中のお子様方の生活では、新型コロナウイルスの感染防止に努めるよう御指導いただきますとともに、新年度の準備を進めていただくようお願いいたします。

記

1 春季休業日（令和2年3月25日（水）～4月7日（火））の扱い

- 臨時休業期間とせず、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、通常に準じた春季休業期間とします。
- 登校日は、必要に応じて各学校で設定することがあります。

2 児童生徒の預かり

- 臨時休業期間の終了に伴い、学校における児童生徒の預かりは終了とします。

3 新年度当初の行事

(1) 入学式

- ・ 予定されている期日で実施します。
- ・ 感染防止の対策を講じて実施します。（空間の確保、衛生管理、換気、時間等）
- ・ 参加者は、新入生と保護者、教職員とし、在校生は1名のみの参加または不参加とします。
- ・ 来賓はPTA会長1名とします。

(2) 始業式

- ・ 予定されている期日で実施します。（感染防止の対策を講じた内容・形態とします。）

(3) 年度始めの諸行事

- ・ PTA総会や生徒総会、対面式、歓迎の集い、運動会、家庭訪問等について、各学校において必要な見直しを行い決定します。

4 履修できなかった学習内容への対応

- 臨時休業のために、履修できなかった学習内容については、新年度当初の授業において補充します。
- 年度当初の補充のための授業によって生じる新年度分の授業不足については、文部科学省のガイドラインに沿って対応します。夏季休業期間の短縮等に対処することも検討しております。

5 その他

- 詳細につきましては、今後、各学校からお知らせいたします。

担当：学校教育課 課長 斎藤 博厚
TEL：22-3441 FAX：23-0943